

令和５年 第１０回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和５年９月２７日（水）			
招集の場所	茶屋（本陣）			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和５年９月２７日（水）午後１時４５分		
	閉 議	令和５年９月２７日（水）午後２時２１分		
出欠委員の氏名 出席 ５名 欠席 ０名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	川崎 孝敏	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	学校教育課長	廣瀬 淳哉	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育相談員	山口 由美子	教育総務課長	大宅 啓史
			教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第 1 会議録の承認について（第 9 回）

日程第 2 教育長報告

日程第 3 報告第 7 号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第 4 議案第 3 9 号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会傍聴人
規則の一部を改正する規則）

議案第 4 0 号 時津町教育委員会表彰被表彰者について

議案第 4 1 号 時津町教育委員会事務局職員の人事について

【追加議案】

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和5年第10回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

なお、本日の会議日程におきましては、1件議案を追加しております。

日程第1 会議録の承認について（第9回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第9回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和5年第9回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和5年第9回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和5年8月25日から令和5年9月26日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 宮原教育委員

8月30日の「若手教職員と語る会」には、教育長のみが参加されたのですか。

○ 相川教育長

「語る会」では、新人1年目、2年目の若手教職員と歓談し、いろいろな思いや意見を聞くことができました。終了後には、参加者全員と学校職員及び学校教育課職員を交えた懇親会も行いました。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にありませんか。

○ 吉田教育委員

9月20日に「秋季長崎外国語大学入学式」とありますが、春にも入学式があるのですか。

○ 大宅教育総務課長

長崎外国語大学におきましては、年に2回春季と秋季の入学式が開催されます。

○ 相川教育長

他に、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第7号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第7号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則）について

○ 相川教育長

続きまして、日程第４、議案の審議等を行います。

議案第３９号、専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則）についての件を議題とします。

議案第３９号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第３９号「専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則）」について、ご説明いたします。

提案理由に記載してありますとおり、教育委員会の会議を傍聴しようとする者に対し、精神障害を理由に傍聴を認めないことは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨に反しており、教育行政の活性化等の観点から不適切であるため、所要の改正を行うものです。

なお、本改正につきましては、早急に改正する必要がありましたので、専決処分をいたしております。

具体的な改正内容につきましては、資料の最後の新旧対照表をご覧ください。

左側が改正案で右側が現行になりますが、第１号に規定していた「精神に障害があると認められる者」を削除し、第２号の「めいていしていると認められる者」を「酒気を帯びていっていると認められる者」に改めるものです。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 川崎教育委員

今回まで改正が遅れた理由は何ですか。

○ 大宅教育総務課長

時津町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則だけが、改正を漏らしていたものです。

○ 吉田教育委員

今までに教育委員会を傍聴された方がいらっしゃいますか。

○ 相川教育長

今までに傍聴された方は、いらっしゃいました。

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 39 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 39 号、専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則）の件は、原案どおり可決されました。

日程第 4 議案第 40 号 時津町教育委員会表彰被表彰者について

○ 相川教育長

続きまして、議案第 40 号、時津町教育委員会表彰被表彰者についての件を議題とします。
議案第 40 号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第 40 号、時津町教育委員会表彰被表彰者についてご説明いたします。

1 枚めくっていただいて、1 ページの「令和 5 年度時津町教育委員会表彰対象者一覧」をご覧ください。

本年度は 7 名の方を表彰しようとするものです。

次のページの表彰調書をご覧ください。

1 人目は、高比良 順（たかひら じゅん）さんで、久留里自治公民館の体育部長や主事を 5 年以上務められ、表彰規則第 2 条第 3 号に該当します。

2 人目は、中富 稔文（なかとみ としふみ）さんで、左底自治公民館の館長や副館長、体育部長を 5 年以上務められ、表彰規則第 2 条第 3 号に該当します。

3 人目は、田中 康隆（たなか やすたか）さんで、スポーツ推進委員を 10 年以上務められ、表彰規則第 2 条第 2 号に該当します。

4 人目は、下釜 富美幸（しもがま ふみゆき）さんで、西時津地区青少年健全育成協議会の会長を 10 年以上務められ、表彰規則第 2 条第 6 号に該当します。

5 人目は、村田 肇（むらた はじめ）さんで、時津中学校の女子バトミントン部の指導者を 20 年以上務められ、表彰規則第 2 条第 6 号に該当します。

6 人目は、山川 勝（やまかわ まさる）さんで、時津中学校の男子卓球部の指導者を 20 年以上務められ、表彰規則第 2 条第 6 号に該当します。

最後に 7 人目は、北川 和義（きたがわ かずよし）さんで、ソフトボール協会の理事長及び事務局長として 43 年務められ、表彰規則第 6 条に該当しますので、感謝状を贈呈するものです。資料の 9 ページ以降は、表彰規則を添付しています。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 川崎教育委員

過去に受賞した方は、また受賞することができますか。

○ 大宅教育総務課長

再度の受賞はできません。

○ 川崎教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質疑等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第40号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第40号、時津町教育委員会表彰被表彰者についての件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第41号 時津町教育委員会事務局職員の人事について

○ 相川教育長

続きまして、追加議案となります。議案第41号、時津町教育委員会事務局職員の人事についての件を議題とします。

議案第41号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第41号、時津町教育委員会事務局職員の人事についてご説明いたします。

本議案につきましては、9月22日に人事異動の内示がありましたので、この議案を提出するものです。

次の資料の「教育委員会事務局職員の人事異動」をご覧ください。

10月1日付けで福祉課の高田尚主事が社会教育課に配属されるものです。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第４１号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第４１号、時津町教育委員会事務局職員の人事についての件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和５年第１０回時津町教育委員会会議を閉会します。